

西 紋 別 5 市 町 村
地域連携に関する協定書

平成29年3月

紋別市・滝上町・興部町・西興部村・雄武町

西紋別5市町村地域連携に関する協定書

紋別市、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町（以下「5市町村」という。）は、市町村連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、5市町村が相互に役割を分担して連携し、又は協力して地域住民に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに、地域の活性化に努め、もって地域住民が安心して暮らし続けられる地域を維持するため、市町村連携地域の形成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 5市町村は、前条に規定する市町村連携地域の形成に関して、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 5市町村が取り組む政策分野は、生活機能の強化に係る政策分野とし、取組の内容及び5市町村の役割は、別表に定めるとおりとする。

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 5市町村は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 5市町村は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、5市町村が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、5市町村が協議の上、これを定めるものとする。

（協定の解消）

第6条 この協定を解消しようとする場合は、5市町村の協議により合意を得るものとする。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に関する疑義が生じた場合は、5市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、5市町村が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月23日

紋別市幸町2丁目1番18号

紋別市長 宮川 良一



紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地

滝上町長 長屋 栄一



紋別郡興部町字興部710番地

興部町長 裕 一寿



紋別郡西興部村字西興部100番地

西興部村長 菊池 博



紋別郡雄武町字雄武700番地

雄武町長 中川原 秀樹



別表（第3条関係）

1 福祉

療育機能の強化

取組内容	各市町村の役割
<p>障害を持った子どもたちが、地域で育ち、働く場や生活の場を得て、地域の一員として住み続けるために必要な療育支援の充実強化に取り組む。</p>	<p>紋別市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育機能の強化に係る全体調整 ・療育支援体制の充実強化に関する企画調整等総合業務 ・療育専門機関、民間事業者、各町村及び関係団体との企画調整等総合業務 <p>滝上町、興部町、西興部村、雄武町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育支援体制の充実強化に関する企画調整業務 ・療育専門機関、民間事業者、各市町村及び関係団体との企画調整業務

2 産業振興

広域観光の推進

取組内容	各市町村の役割
<p>地域の財産である観光資源を活かして地域外からより多くの人と資金を呼び込み、地域の活力を増進するため、広域観光を推進する。</p>	<p>紋別市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域観光の推進に係る全体調整 ・広域観光ルートづくり、プロモーション活動の実施に関する企画調整等総合業務 ・民間事業者、各町村及び関係団体との企画調整等総合業務 <p>滝上町、興部町、西興部村、雄武町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域観光ルートづくり、プロモーション活動の実施に関する企画調整業務 ・民間事業者、各市町村及び関係団体との企画調整業務

北海道
長之印

北海道
釧路郡
長之印

北海道
釧路郡
長之印

北海道
釧路郡
長之印

北海道
釧路郡
長之印